

松阪市産業支援センターからのお知らせ（令和5年4月13日）

松阪市産業支援センターです。

松阪市産業支援センターに新しく民間企業より DX 担当者を迎え入れ、DX やデジタル化に関する相談を開始いたしました。

また、相談窓口についても拡充し、法律、税務、労働の各相談窓口を設置し、予約を開始いたしました。

今後も、国・県、関係機関等のホームページに掲載されています新しい情報をお送りさせていただきますので、ご参考にしていただければ幸いです。

今後とも、松阪市産業支援センターをよろしく願います。

-----  
1.令和5年度から法律 税務 労働 販路開拓の相談窓口を開設し予約を開始しました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

2.令和5年度から DX 及びデジタル化に特化した専門家が常駐し、皆さんのお悩みごとの解決をサポートします

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/dx-shien.html>

3.店舗改装を応援します。店舗改装補助金のご案内

創業者用

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/35/tenpo-kaiso-sougyo.html>

一般用

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/35/tenpo-kaiso-ippan.html>

4.令和5年度「専門家派遣事業」の受付を開始しました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

5.令和5年度税制改正後の「先端設備等導入計画」の認定が始まりました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/keikaku-nintei.html>  
-----

1.令和5年度から法律 税務 労働 販路開拓の相談窓口を開設し予約を開始しました

松阪市産業支援センターでは、事業を運営して行くにあたり直面する様々な課題を解決するため、法律・税務・労働・販路開拓の相談窓口を開設し、予約を開始しましたのでご活用ください。

・開催日

税務相談 毎月第1木曜日

販路開拓相談 毎月第3水曜日

法律相談 毎月第3木曜日

労働相談 毎月第4水曜日

（※開催日が祝日の場合、窓口はお休みさせていただきます）

・開始時刻：

13時30分からと15時00分からの2回

・相談時間：

90分以内

・窓口会場：

カリヨンプラザ 1階 支援センター相談室（松阪市日野町788）

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部商工政策課 松阪市産業支援センター

TEL：0598-25-6520

E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細及び予約につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

2.令和5年度からDX及びデジタル化に特化した専門家が常駐し、皆さんのお悩みごとの解決をサポートします

松阪市では、株式会社トラストリッジと連携協定を結び、DX担当者が松阪市産業支援センターに常駐いたしました。

同社は、ウェブメディア運営やノウハウを活用したクリエイティブ制作、プロモーション支援、SNSなどのデジタルマーケティング支援を得意としております。

「DX」という言葉だけ聞くと「よくわからない」「何をするんだろう」と思われるかもしれません。実は、手作業で管理をしていたものをパソコンで管理をしたり、Web、SNSを活用して発信することもDXの一部です。

DXだけでなく、業務効率化、業務の棚卸にもなりますので、皆さんからのご相談をお待ちいたしております。

・DX担当者の得意分野：

営業から、広告運用、Webディレクター、コンテンツ制作、マーケティングと幅広い業務の経験あり。運用設計からマーケティングまで幅広く対応が可能。

課題に対して複数部門や関係先とコミュニケーションを取りながら現状を把握し、全体最適、課題解決に向けて対応していくのを得意としています。

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部商工政策課 松阪市産業支援センター

TEL：0598-25-6520

E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細及びお困りごと相談箱への投稿は、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/dx-shien.html>

3.店舗改装を応援します。店舗改装補助金のご案内

松阪市では、商業環境の充実と振興を目的として、店舗等の改装工事にかかる補助を市内業者で施工していただくことで、より地域経済の活性化へとつなげるための店舗改装補助金の募集を開始しました。

- ・ 事業概要：店舗等の改装費に要する費用の一部を補助します  
(改装費に補助するものであり、新築または増築は対象外)
- ・ 対象者：以下に述べる内容をすべて満たすもの
  - (1)市内に住民登録がある個人、または市内に本店支店若しくは営業所を有する法人
  - (2)関係する法令等に違反していないこと。
  - (3)市税などの滞納がないこと
- ・ 対象業種：小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及び娯楽業
- ・ 対象地域：松阪市内
- ・ 対象となる事業：以下に述べる内容をすべて満たすもの
  - (1)店舗または、営業しようとする空き店舗等が市内にあること。
  - (2)改修または改装が、市内に本店支店若しくは営業所を有する法人または市内に住所を有する個人の事業者により施工されること。
  - (3)年度内に工事の完成、営業が行えること。
  - (4)補助の対象となる工事費の総額が 20 万円以上となること。
  - (5)他の補助金を併用してうけていないこと。
- ・ 募集開始：令和 5 年 4 月 3 日（予算額に達した場合は、その地点で終了します）
- ・ 補助上限額：
  - (1)創業者用 50 万円以内 補助率 1/2 以内
  - (2)一般用 20 万円以内 補助率 1/3 以内
- ・ 問い合わせ先：松阪市役所 商工政策課  
TEL：0598-53-4361 FAX：0598-22-0003

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

創業者用

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/35/tenpo-kaiso-sougyo.html>

一般用

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/35/tenpo-kaiso-ippan.html>

#### 4.令和 5 年度「専門家派遣事業」の受付を開始しました

～事業者の皆さんのお困りごとの解決をサポートします～

松阪市では、市内の事業者の皆さんが抱えているお困りごとを解決するため、各分野の登録専門家を無料で派遣する令和 5 年度の専門家派遣事業の受付を開始しました。

例えば・・・

(1)販路拡大のために新たなチラシを作成したいので専門家のアドバイスが欲しい。

(2)事業承継を行いたいので、中期の事業計画を作成したいので専門家のアドバイスが欲しい。  
(3)就業規則を見直しているので、専門家のアドバイスが欲しい。 等  
お困りごとを解決したい事業者の皆さんからのご相談をお待ちしております。

- ・対象企業：松阪市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者等(創業に係る場合にあっては、開業届を提出し、松阪市内に主たる事務所を設置した者)
- ・派遣回数：最大4回/1テーマ (年間2テーマまで)
- ・派遣費用：無料

詳細及び申込につきましては下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

登録専門家を確認したいときは下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-senmonka2.html>

## 5.令和5年度税制改正後の「先端設備等導入計画」の認定が始まりました

「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を年に3%以上向上させるための計画を松阪市が作成した基本計画に基づき認定します。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

詳細等につきましては下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/keikaku-nintei.html>

メールが不必要な方は下記にご連絡をいただきますようお願いいたします

発信元

\*\*\*\*\*

松阪市産業文化部 商工政策課 松阪市産業支援センター  
515-0084

松阪市日野町788 カリヨンプラザ1階

TEL 0598-25-6520 FAX 0598-25-6521

URL:<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/>

E-mail [san.shien@city.matsusaka.mie.jp](mailto:san.shien@city.matsusaka.mie.jp)

\*\*\*\*\*